

# 令和7年度「将棋のまち高槻」ヒストリー動画制作業務委託 仕様書

本仕様書は、発注者 高槻市における「令和7年度「将棋のまち高槻」ヒストリー動画制作業務委託」に関し、受注者が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

高槻市では、日本の伝統文化である将棋のさらなる振興に向けて、全国の自治体で初めて日本将棋連盟との包括連携協定に基づき各種取組を進めているところである。

また、令和6年11月17日の「将棋の日」に、関西将棋会館が本市に移転し、12月3日にグランドオープンを迎えた。

本業務は、これまでの「将棋のまち高槻」の歩みをヒストリー動画として制作・発信することを目的とする。

### (2) 業務名称

令和7年度「将棋のまち高槻」ヒストリー動画制作業務

### (3) 履行期間

契約日から令和7年10月31日まで

### (4) 履行場所

高槻市指定場所

### (5) 予定スケジュール

月	内容
7月	契約締結・企画
8月～	動画制作（必要に応じて撮影を実施）
10月末	動画完成・納品

## 2 業務の内容

以下の（１）～（３）の項目について、業務の実施にあたっては、随時、発注者と協議の上、進めること。

### （１）制作物

- ① 本編動画１本（１０分程度）
- ② 上記①のダイジェスト動画１本（３～４分程度）
- ③ ①及び②のサムネイル画像

### （２）使用する素材

- ① 本市が提供する写真及び映像

平成３０年から令和７年までの本市の各種将棋イベントや取組の写真または映像（詳細は別紙「市が提供する写真及び映像」のとおり）

- ② 事業者が用意する写真または映像

- ・ 上記①以外で、動画制作において必要となるものは、新規に撮影すること。
- ・ 事業者が既に所有している素材も可とする。
- ・ 肖像権や著作権に関する必要な手続きを行うこと。
- ・ 出演者がいる場合は、出演者、協力者、撮影地等への交渉及び許可行為。
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の費用は事業者で負担すること。

### （３）企画・構成

- ・ プロポーザルでの提案内容をもとに、シナリオや構成を具体的なイメージが分かる台本・絵コンテ等を作成の上、発注者との協議を経て内容を決定するものとする。
- ・ コンセプトは、本業務の目的の範囲内において、事業者で定めることも可能とする。

### （４）編集

- ① 映像の加工（CGやアニメーション等も可とする）
- ② BGM、ナレーション、テロップの追加
- ③ 視聴されやすいよう最初の５秒～１０秒程度に印象が残るような編集をすること。

### （５）共通事項

- ① アクセシビリティの観点から、基本的にテロップを挿入すること
- ② 無音でも視聴可能なものとする。
- ③ 本市の内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

### 3 動画の使用シーン

- (1) 本市ホームページ上
  - (2) Y o u T u b e 等の動画配信サイト
  - (3) イベント会場等での放映
- ※ (1) ~ (3) 以外の提案は可。

### 4 その他

#### (1) 事業報告書の提出

- ・業務完了時には、簡潔にまとめた事業報告書を提出すること。
- ・各業務で効果の検証を行い、改善点を記載すること。
- ・各業務の履行を確認しやすいよう写真を添付すること。

#### (2) 成果物

- ①事業報告書 紙媒体 3部 (A4、一部カラー)、電子データ
- ②完成動画データ (提出時期・方法等については発注者と調整すること)
  - ・DVD 3枚
  - ・デジタルファイル (m p 4形式、w m v形式、フルHD形式) 1個
  - ・Y o u T u b e用のデータについては、アップロードができるファイル形式とし、フルHD規格以上での視聴が可能なものとする。
- ③素材データ
  - テロップ及びBGMを除いた動画データ (HDDやU S Bメモリ等) 1個

### 5 特記事項

#### (1) 業務実施状況の報告等

受注者は、契約締結後、発注者の要求に応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方、その他必要な事項について協議を行うこと。

なお、関係企業、団体等との調整等を行う場合は、事前に発注者と相談のうえ、受注者の責任で行うこと。

#### (2) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

2-(2)-①に示した画像や映像等の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

### (3) 成果物等に関する事項

発注者が当該事業に基づきコンテンツ等の作成を依頼したものに係る著作権は、発注者に帰属するものとし、成果物、成果物に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も発注者が無償で制作者の承諾なしに使用できるものとする。

なお、受注者の責任に帰すべき理由により、成果品の不良個所等が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正等の措置を行い、これに関する経費は受注者の負担とする。

### (4) その他仕様書に記載されない事項

その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。